

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

#### (1) 国・県の近年の動き

##### ◆「女性活躍推進法」の制定

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会を実現するために、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が、平成27年9月に施行されました。

この「女性活躍推進法」では、事業主の責務として、職業生活と家庭生活との両立ができるような雇用環境の整備、その他女性活躍推進に関する取組みを実施することが求められています。また、市町村においては、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務とされました。

##### ◆「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に10年間延長・改正されました。

##### ◆「配偶者暴力防止法」の改正

ドメスティック・バイオレンス(DV)※をはじめとする配偶者等からの暴力の状況に的確に対応するため、「配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」が改正され、平成26年1月に施行されました。

これにより、被害者の対象範囲が拡大され、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者も含められることになりました。

##### ◆「ストーカー規制法」の改正

近年のストーカー行為※等の実情を踏まえ、「ストーカー規制法(ストーカー行為※等の規制等に関する法律)」が改正され、平成25年10月に施行されました。

これにより、婦人相談所等は、ストーカー行為※などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

### ◆ 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs

2015年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。2030アジェンダでは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられました。

SDGsでは、ジェンダー(生物学的性差と区別した社会的、文化的に作られる性差)平等と女性のエンパワーメントが貧困や飢餓を撲滅し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことを目標の一つに掲げています。

女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠であり、国では「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。



### ◆ 国、県の男女共同参画基本計画の改定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が、平成27年12月に閣議決定されました。

この計画では、「男女共同参画社会として目指すべき方向性を3つの政策領域に体系化すること」、「『男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍』を計画全体にわたる横断的視点に位置付けすること」が、それぞれ主な改正内容として挙げられています。

また、県においても、上記の動向を踏まえ、平成 29 年 3 月に「ふくしま男女共同参画プラン(平成28年度改定)」が策定されました。男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会であり、少子高齢化の進展や人口減少、また社会経済情勢の変化に対応していく上でも、その実現が重要な課題となっています。

## (2)本宮市の動き

本市では、平成 19 年 1 月の町村合併時に制定した「本宮市男女共同参画推進条例」の規定に基づき、平成 21 年 12 月に男女共同参画に関する施策を総合的、かつ、計画的に進めるための基本的な計画として、「本宮市男女共同参画基本計画」を策定しました。

そして、東日本大震災及び原発事故による災害の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画を推進するため、平成 26 年 3 月に一部改定した、「本宮市男女共同参画基本計画(平成 25 年度改定)」(以下、「平成 25 年度計画」という。)においてもその基本方針を継続し施策を展開してきましたが、この、「平成 25 年度計画」が平成 30 年度において計画期間が満了となります。

また、平成 31 年度から 10 年間の計画期間となる「本宮市第2次総合計画<sup>\*</sup>」が策定され、その中で市の将来像として「笑顔あふれる人と地域が輝くまち もとみや」を掲げ、市の発展と市民の相互の融和、そして市民が生きがいの持てるまちづくりを目指すこととしています。

この「総合計画」では、3つの基本目標の一つに「人を育み、地域を創る 未来へ夢ふくらむまち」と定め、男女共同参画社会の形成をその施策の一つとして位置づけ、進めていくこととしています。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性活躍推進をより効果的に進めるため、本市では「本宮市第2次男女共同参画基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

